

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年12月8日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目330番地2

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係 電話(011)205-3205

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央区複合庁舎3階窓口レイアウト変更等調整業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月10日までとする。

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約単価とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 札幌市内に本店又は支店等を有する者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。
- (8) 入札告示日を起点とした過去5年以内において、本市又はその他官公庁が発注する同業務又は類似業務(什器移設、電気配線工事を伴うもの)の履行実績があること。
- (9) その他、入札説明書及び仕様書に示す要件を満たす者であり、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。また、入札説明書については、下記URLのホームページからダウンロードできる。【<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r7/inex.html>】
- (2) 入札書の受領期限
令和7年12月16日(火) 午後5時00分(送付による場合は必着)
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年12月17日(水) 午前10時00分
札幌市中央区複合庁舎6階 総務企画課事務室(札幌市中央区南3条西11丁目330番地2)
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札
- (5) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、落札が決定した場合には上記3に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格(物品・役務)」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

(4) 契約書作成の可否

要する。

(5) その他

詳細は入札説明書による。